

各種手続における後見事務の円滑化等 （厚生労働省）

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

- (1) **成年後見制度等の見直し**に向けた検討
 - ・ 法務大臣による法制審議会に対する諮問 (R6. 2)
- (2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
 - ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
 - ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施 (R4～)
 - ・ **地域共生社会の在り方検討会議における検討** (R6. 6～)

今後の対応

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
 - ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
 - ・ 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
 - ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

- (1) 本人の特性に応じた**意思決定支援とその浸透**
 - ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する**基本的考え方の整理** (R4)
 - ・ 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
 - ・ 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し (R6)
 - ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6. 4)
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 市町村や都道府県における受任者調整の推進
 - ・ 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行 (R4～)
 - ・ 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
 - ・ **後見等事務報告書式の見直し** (R7. 4開始)
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6. 3末)
 - ・ 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
 - ・ 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

今後の対応

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - ・ 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
 - ・ 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
 - ・ 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - ・ 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
 - ・ 受任者調整に関する手引きの作成
 - ・ 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
 - ・ 更なる報酬助成の推進等の早期検討
 - ・ 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
 - ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
 - ・ 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画及び中間検証報告書における各種手続における後見事務の円滑化等

第二期成年後見制度利用促進基本計画（抄）

- 市町村・金融機関等の窓口において、成年後見制度の利用者が、成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、国及び地方公共団体は、市町村の成年後見制度利用促進の担当部署以外の関係部署及び金融機関等の窓口担当者に対して、同制度の理解の促進を図る必要がある。
- 国及び地方公共団体は、新たな行政手続を創設する場合、成年後見制度の利用者が、同制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、適切に対応する必要がある。また、国及び地方公共団体は、行政手続のデジタル化に当たり、成年後見制度の利用者が、成年後見制度を利用したことによって、同制度以外の代理人による手続利用の場合と比較して不利益を被ることのないよう、適切に対応する必要がある。

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（抄）

- 成年後見制度の利用者が、同制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、関係省庁において、成年後見制度の理解促進のための取組を行っている。
- 関係省庁においては、成年後見制度の利用者が、成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、引き続き、様々な機会を捉え、成年後見制度に関する理解の促進に努めていく必要がある。
- 本中間検証報告書のとりまとめを受けて、厚生労働省においては、成年後見制度の利用者が行政手続等の窓口において不利益を被ることのないよう、関係省庁及び地方公共団体に対して、同制度の理解促進の重要性を改めて周知するとともに、併せて、新たな行政手続を創設する場合には、成年後見制度の利用者が円滑に手続でき、不利益を被ることのない仕組みとなるよう検討することについても、関係省庁及び地方公共団体に対して、改めて周知する必要がある。

2. 中間検証報告書を踏まえた後見事務の円滑化等の取組①

厚生労働省から関係省庁に対し、成年後見制度の重要性や、成年後見制度の利用者が成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう対応する必要があることを周知。

「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえた成年後見制度の利用促進について
(成年後見制度利用促進室事務連絡/令和7年3月31日) (抄)

- また、第二期計画では、市町村・金融機関等の窓口において、成年後見制度の利用者が、成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、国及び地方公共団体は、市町村の成年後見制度利用促進の担当部署以外の関係部署及び金融機関等の窓口担当者に対して、同制度の理解の促進を図ることを求めるとともに、新たな行政手続を創設する場合、成年後見制度の利用者が、同制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、適切に対応する必要がある旨を求めているところです。
- 成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、関係府省庁の皆様方におかれましても、引き続き、成年後見制度の理解に努めていただくとともに、新たな行政手続を創設する場合には、成年後見制度の利用者が成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう適切に対応されることについて御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

2. 中間検証報告書を踏まえた後見事務の円滑化等の取組②

厚生労働省から地方公共団体に対し、成年後見制度の重要性や、成年後見制度の利用者が成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう対応する必要があることを周知。

「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえた体制整備の推進について
(令和7年4月25日付け厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知) (抄)

- 成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、関係府省庁の皆様方におかれましても、引き続き、成年後見制度の理解に努めていただくとともに、新たな行政手続を創設する場合には、成年後見制度の利用者が成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう適切に対応されることについて御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。
- 成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たすものであり、新たな行政手続を創設する場合には、成年後見制度の利用者が円滑に手続でき、不利益を被ることのない仕組みとなるよう留意して、検討いただくようお願いします。

3. 地域における各種手続における後見事務の円滑化等の実践事例 (静岡県磐田市：後見人等の送付先変更窓口の一元化)

各担当課で対応していた送付先変更の窓口・書式を一元化し、手続を簡略化。あわせて、勉強会と申請実務を通じて職員の制度・手続への理解を深め、各担当課が代理行為目録を確認して判断する仕組みが整えられている。

(1) 窓口一元化(送付先変更)の経緯

後見人等の送付先変更については、各担当課で対応していましたが、他市町の状況や手続の簡略化を踏まえ、庁内でも一括受付の必要性が認識されていた。

その後、県の三士会連名による一括受付の要望書が提出されたことを契機に、本格的な検討を開始しました。

平成28年	三士会からの要望書の提出を受ける
平成28年	庁内の検討会を実施
平成29年4月	運用開始
令和5年	電子申請への対応検討
令和6年	電子申請開始

(2) 書式やシステム等の整備について

申請書類は他市の様式を参考に作成。システムは、市の電子申請システム(LoGoフォーム)内に、後見人等に係る送付先変更フォームを整備。

(3) 連携している庁内部署

- ・国保年金課
- ・福祉相談課
- ・高齢者支援課
- ・建築住宅課
- ・市民税課
- ・資産税課
- ・収納課
- ・上下水道総務課

(4) 年間の取扱実績

令和7年度	70件(書面申請63件、電子申請7件) 後見44件、保佐17件、補助9件 任意後見0件 ※任意後見は平成29年度の開始以降、実績は2件
-------	--

(5) 補助・保佐類型の場合の代理行為について

送付先変更の可否は、代理行為目録の内容を踏まえ、各担当課で判断する必要がある。このため、定例的に、関係部署の窓口担当職員を対象とした勉強会を開催し、成年後見制度、代理行為目録の確認方法及び実務フロー等を説明している。

勉強会と申請実務を通じて、職員の制度や手続に対する理解を深めながら、代理行為目録を確認して対応する仕組みで運用されている。

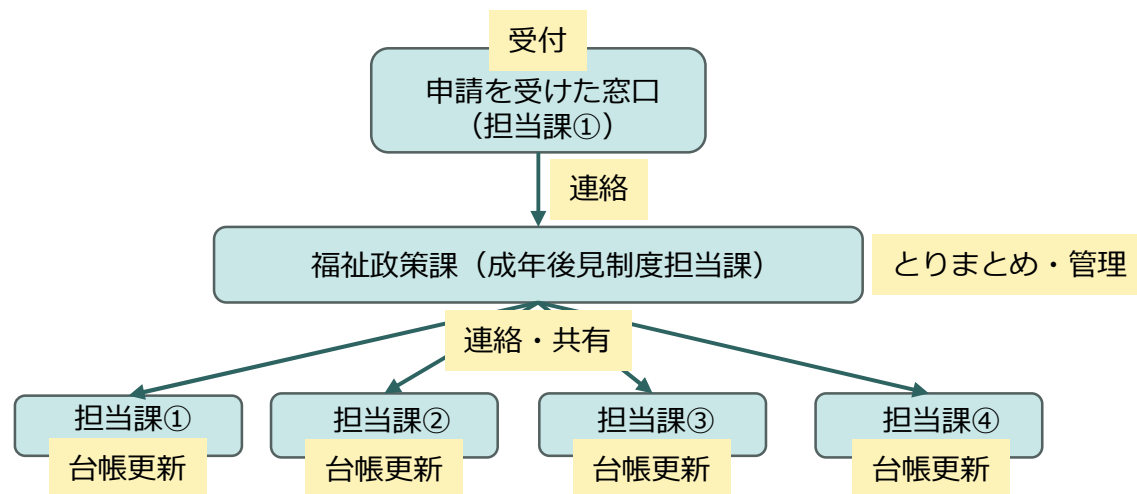
(6) 実施方法

(書面申請)

- ① 各担当課の窓口において、統一様式による送付先変更の申請を受け付ける。
- ② 申請を受け付けた担当課から、提出書類を福祉政策課へ回付する。
- ③ 福祉政策課において提出書類を取りまとめ、送付先変更の内容を関係各課へ共有する。
- ④ 関係各課は、共有された内容に基づき、所管する台帳の送付先情報を更新する。

(電子申請)

添付書類や受付後の流れは、紙申請の場合と同様。



4. 現状・課題及び論点

現状・課題

- 制度利用者が各種手続において不利益を被ることのないよう、関係機関における制度理解や窓口対応の向上が図られてきた。
- 一方で、各種手続において、制度理解が十分でない場合や、必要書類・窓口対応が分かりにくい場合には、本人や後見人等に過度な負担が生じ、本人の生活に必要な手続が円滑に行われにくくなるおそれがある。
- 民法等改正法の施行後は、本人ごとに補助人の代理権の範囲が異なることを前提として、関係機関が制度内容を適切に理解し、本人や後見人等が必要な手続を円滑に行えるようにすることが一層重要となる。

論点

- 各種手続における後見事務の円滑化のために、どのような対応が求められるか。